

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月12日の日と同様です。御了承願います。



◎日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第1、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

先ほど、まだ心のゆとりが、平静が戻っていないときに質疑を通告しながら、するのを逃  
してしまいました。それで、質疑なしになってしまいますけれども、反対討論だけを行いた  
いと思います。

町税条例等の一部改正についてですけれども、今回の町税条例の改正は、第189通常国会  
で3月31日に成立した地方税法の改正を受けた改正で、アベノミクスの大盤振る舞いにもか  
かわらず、消費税の8%への引き上げの打撃は大きく、景気回復の実態がないことを認めた  
安倍首相が引き続き消費税の10%への引き上げを断念せざるを得なくなり、1年半延長を断  
行し、景気回復を目指す法人税のさらなる大幅引き上げや消費税の10%への引き上げの延長  
に伴う様々な減税措置の延長を盛り込んでおり、後に控えた消費税10%へ引き上げる環境整  
備を行う内容です。しかし、消費税の10%へのさらなる引き上げは、戻し税で潤う輸出大企  
業はうれしいでしょうが、庶民の懐はますます冷え込み、景気回復など遠のく一方です。

また、多くの国民が反対の声を上げている国民総背番号制度も早くも年金機構のサイバー

攻撃による125万件もの個人情報流出や高齢者の預金を狙った事件が相次いでいます。安全な管理方法などないという声が上がっている中で、個人情報を国や行政が一つに統合することの危険性や、いずれは戦争する国づくりへ国民を駆り立て、監視するために使われるのではないかという不信が噴出しています。

今回の町税条例改正の中にも10件を超す番号制度にかかわる改正が出ており、町の予算でも各課で番号制度の導入に合わせたシステム改修が上がっているなど、国言いなりの無防備さは驚くほどです。

大企業も、多分大資産家もない当町で、このような重大な条例改正をろくな議論もしないで、国言いなりに慌てて専決処分するのではなく、真に国民を守る立場に立って、きちんと慎重審議を尽くすべきではないでしょうか。国民の猛反対で延長せざるを得なくなった消費税の10%への引き上げに伴う住宅ローンの減税期間の1年半延長は、これで生じる個人の住民税の減収は国が全額補填するとしていて、期限を切らずにむしろ恒久法としてほしいものです。

一方、高い車など買えない庶民にとってなくてはならない軽トラックや軽乗用車などにかかる軽自動車税を自動車取得税廃止の穴埋めに引き上げることになりましたが、16年度限りの暫定的な軽減措置で、軽自動車税の増税こそ中止すべきです。

背番号法や消費税再増税を前提とした町税条例の改正の専決処分の承認は、議論も尽くされておらず、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 承認第1号を賛成の立場から発言いたします。

この承認第1号は、先ほども申しておりますけれども、27年3月31日に公布された国の法律に合わせるものでありまして、上位法令である地方税法の一部改正にこの町がおくれをとることのないようにというようなことで専決処分されたものでありまして、軽自動車税いろいろマイナンバーのお話がありましたけれども、いずれにいたしましても、この町で決めたものではなく上位からの指示ということでございまして、それに対応していくものでございます。

私もマイナンバー制度については、いろんな思いもありますけれども、このマイナンバー制度は、日本国は後進国でございます。既にスウェーデンをはじめいろんな国で、多くの国が採用しております、いろんな問題も出ているのも指摘されておりますけれども、そういう先進マイナンバー国の反省を踏まえまして、日本もしっかりしたものができるんじゃないかと期待しているところもございます。

いずれにいたしましても、上位法に沿った川根本町の改正ということでございます。そういうことですので、この町がそういう上位法におくれをとることのないように対応できるように賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第2 承認第2号 専決処分した事件の承認について(川根本町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例つ  
いて)

○議長(中田隆幸君) 日程第2、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◇

**◎日程第3 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について**

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告したとおりなんですけれども、通告が皆さんに配られているみたいで、先ほど森議員から、委員長から指摘を受けまして、間違いがありました。訂正をお願いします。「基礎課税額などに係る限度額を」の後の「医療・介護で1万円ずつ」というのは、「医療・支援分で1万円ずつ」、それから介護分で2万円引き上げて増収を図る内容ですが、資料や説明によりますと6世帯で15人が増額となり、総額34万4,084円の増額となるとの内容です。

このことで、例えば4万円、全部が最高で4万円上がる世帯の世帯数、人数、それから世帯の所得額、また3万円上がる場合の同じく世帯数、人数、世帯の所得額、それから2万円上がる場合の世帯数、人数、世帯の所得額、それから1万円上がる場合の同じく世帯数、人数、世帯の所得額は幾らかお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

議会全員協議会でお示しした資料では、27年度保険税課税データ、26年度の所得から算出した試算結果で影響をお話をさせていただきましたけれども、議員お話しのとおり、6世帯、34万4,084円の影響があるという説明をさせていただいております。

しかしながら、これはあくまでも補正予算算定のための試算、試しの計算、試みの計算ですけれども、によるものでありまして、平成27年度の本算定においては、諸般の状況等も変わることがあり、誤差が生じるということが想定されます。

今回の改正によりまして、それぞれ国民健康保険税が上がる世帯の所得がどれくらいかというような御質問かと思えますけれども、現在の試算のデータ上からでは詳細についてなかなか世帯の状況等が判断しかねるところもありますけれども、この世帯は基礎課税額、医療分のみの影響があるとか、この世帯は基礎課税額と高齢者分の両方が影響あるというようなところについては、なかなか特定ができないという状況があるということは、まず御理解をいただきたいと思えます。

その上で、試算データによる改正の影響としましては、基礎課税分、医療分としましては、対象となる世帯については増減はないというふうに考えております。

限度額超過分の増減は3万円の減少というふうに試算をしております。試算データから限

度超過対象世帯の課税標準世帯は3世帯で、1世帯当たりの金額としては2,082万円という金額が出ます。試算結果から、世帯の所得階層では850万円を超える世帯で改正の影響が出るというふうに考えております。

次に、後期高齢者支援分では、対象となる世帯については、改正前の試算では14世帯、改正後の試算では12世帯という形になります。

限度超過額の増減としましては13万5,874円で、試算データから限度超過対象世帯は12世帯、1世帯当たりの課税標準額は1,167万3,000円となっております。この結果から、世帯の所得階層で720万円を超える世帯で今回の改正の影響が出るというふうに考えております。

最後に、介護保険分でございますけれども、対象となる世帯は改正前の試算で11世帯、改正後の試算で7世帯となります。

限度超過額の増減は17万8,210円で、試算データから限度超過対象世帯は7世帯、1世帯当たりの課税標準額は999万7,000円となります。試算結果からは、世帯の所得階層では520万円を超える世帯から影響が出るというような結果が出ております。

いずれにしましても、今回の改正は、高所得者の負担をお願いすることにより国保税の負担の均等化を図るといったものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

ただいま課長から大変細かい詳細な答弁、説明がありまして、本当に何で反対するのかと皆さんも驚いているのではないかと思います。私も非常に担当の方々の日ごろの努力を考えると、反対討論するのは非常に心苦しいんですけども、一応立場上、やっぱり今黙ってはいけなかなと思って反対をすることにしました。できれば、これからの国保運営に参考にしていただきたいなという思いもあります。

まず、今年度の国保税本算定では、国保税が据え置きにされたこと、それから低所得者への保険税を国・県・町の負担で軽減する基盤安定措置で5割2割軽減とする対象所得が引き上げられ、対象世帯が増えたこと。それから、町の一般会計からその他の繰り入れが昨年に引き続いて行われたことなど、以前の国保に対する行政の対応が本当に前向きになってきた、国保の会計あるいは国保加入者を守るためにそういう措置がとられたということに私は心か

ら感謝を申し上げます。

それでも国保は国保法第1条にうたわれているように、年金暮らしの方や収入が不安定な商店など他の医療保険に入れられない人も安心して医療が受けられるようにするためにつくられた憲法の生存権の保障に基づく世界に誇る国民皆保険の社会保障制度です。本来は、国が責任を持って運営しなければならないのに、国は始まりから以降、最初のほうでは医療費の50%を負担していましたが、35%まで現在では切り下げて、そのまま続けており、地方自治体と個人へその責任を押しつけ続けています。そのため、財政力の弱い地方自治体では、いざというときにとの理由から所得の1割を超す高い保険料を定めながら、支払準備基金を増やしてきました。だから、町民の3割を超す国保加入者の負担は既に限界を超えていると私は言い続けてきました。国に市町村国保への国の責任を果たし、国負担金をもっと増やすべきだと私たち共産党は言い続けています。

そういう中で、今年の本算定では、国保加入者の暮らしを守り、脆弱な国保会計の運営を守るために町が防波堤となる姿勢が示されました。今後もぜひ続けていただきたいと願っています。

それなのになぜこの議案に反対するのかと申しますと、先ほど述べた中で、当議案の限度超過額の引き上げだけが加入者の負担増をもたらすものだからです。確かに所得が多い方々が対象で、引き上げ額も1万円から4万円という深刻な金額ではないかもしれませんが。国保会計でも何が何でも引き上げなければやっていけないというものでもないはずです。

今回、引き上げの対象となる方たちは、何につけ一番この町を支えてこられた方たちではないでしょうか。わずか6世帯15人へ34万4,000円の、これは26年をもとにした試算ですけれども、負担増を求めなければならないのでしょうか。せっかく据え置きというときに、なぜ一番多額の保険料を負担してこられている方々だけにこのような引き上げをしなければならないのか、私は理解ができません。

対象になる方々の気持ちを考えると、国言いなりとしか思えない当議案には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、山本信之君。

○8番（山本信之君） 8番、山本信之です。

議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部改正に賛成の立場から討論します。

この改正は、地方税法の改正により中間所得層の被保険者の負担に配慮し、保険税負担の均衡を統制するために国民健康保険税の課税限度額を改定するものであることから、賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第34号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第35号 財産の取得について

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長(中田隆幸君) 日程第6、議案第36号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



---

◇

◎日程第7 議案第37号 静岡州市町総合事務組合格約の変更について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第37号、静岡州市町総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、静岡州市町総合事務組合格約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、静岡州市町総合事務組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第8 議案第38号 平成27年度川根本町一般会計補正予算  
（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。

通告をしましたので、それに従って質疑をしたいと思います。

まず、簡単に款項目を言います。2-1-8の自治会振興費、19節の細節21ということで、数字でずっと追っていきますけれども、コミュニティー施設整備補助金110万円は、小長井

集会所のエアコン取り替えとのことですが、3分の2の補助で、地元負担が3分の1の55万円になるのではないかと思います。世帯数が180世帯くらいではないかと思いますけれども、1世帯当たり3,000円ほどに負担がなるのではないのでしょうか。なるのではないかとこの数字から計算をしましたけれども、実際はどのようにしてこの地元負担分を調達するのかお伺いします。

それから、コミュニティーセンターや集会所などは、いざというときは避難所、防災拠点として重要で、その維持管理や施設整備は住民税の二重取りにも等しいようなもので賄うのではなくて、行政の負担で行って、いつでもきちんと使えるように整えておくべきではないかと思います。せめて2,000円ぐらいの負担でおさまるように補助率の引き上げを、今回は3,000円ぐらいの負担ということで多額な負担ではないかと思うんですけれども、これからも大規模修繕などをすると大きな負担になっていきます。そういうときでもせめて2,000円ぐらい以内で負担がおさまるように補助率の引き上げを考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

次、2点目です。2-2-5の情報政策費、12-1通信運搬費129万7,000円増額の説明を求めます。

3点目は、同目の13-6庁舎内統合宛名システム構築委託料230万円の説明を求めます。

歳入で全額国が負担するとの説明でしたけれども、国補助金430万が入ることになっていますが、どんな個人情報統合されるのか、個人情報の流出対策などはどうなるのか、お伺いします。

そしてまた、万一流出した場合の対策や損害補償などどうなるのかお伺いします。

それから、4点目です。同目の13-11防災情報ステーション運用業務委託料93万3,000円の説明を求めます。

5点目です。3-1-3老人福祉費の13節の1,077万3,000円の増額は、特養あかいしの郷の増床計画に伴う用地取得にかかわる測量設計や分筆測量、不動産鑑定業務の委託料で、今後も用地購入費や建設費などの補助が出てくると思いますけれども、どれくらい必要と想定しているのか伺います。また、この場合、国や県の補助はどうなるのか伺います。

それから、6点目です。3-1-5の国民健康保険費の28-1国保会計繰出金が763万2,000円ですが、歳入で国の保険基盤安定負担金383万7,000円と県と同負担金1,680万1,000円の計2,063万8,000円が入っており、これを全額国保会計へ繰り入れるべきではないかと思うのですが、説明を求めます。

7番目です。4-1-5の地域医療推進費、12-3広告料の310万円の減額や13-2仲介業務委託料に324万円が計上されていますけれども、上長尾医師確保のための経費の組み替えと思いますが、違いの説明を求めます。

それから、8点目ですけれども、15-1工事請負費1,137万8,000円と18-1の備品購入費の549万1,000円は上長尾診療所に医師を迎えるための改修整備費ですが、着任されるお医者

さんの意見も聞いて、使いやすくすることが大事だと思います。そこは大丈夫か確認をします。

それから9点目、6-2-2の林業振興費250万9,000円の増額について、桑野山貯木場への木の駅事業の準備金とのことですが、2,900万円の用地建物合わせた取得費はどうなったのか、説明を求めます。

それから、雑入の48万円は、機械購入費の4分の1の負担金だと思いますが、60人の加入者があるということで、この方々の個人負担になることだがと書いてありますけれども、この方々の個人負担になるのかどうか。また、60人の林家の方々が運営に当たられるのかどうか、お聞きいたします。

10点目です。10-1-3の教育総務費、13-8設計監理委託料1,100万円は、若者交流センター（仮称）ということですが、この建設準備とのことですが、現在下宿を引き受けてくださっているお宅で、まだ続ける意思がおありの方などには優先的に下宿を続けていただいたほうがよいと思うのですが、この件についてどのようにお考えかお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中田隆幸君） 順に答弁を。総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

総務課としては、①番と⑤番の関係について説明させていただきます。

①番で、自治会振興費、コミュニティー施設費補助金110万について、実際は地元負担はどのように調達しているかというような御質問だと思いますけれども、地元負担金の調達方法については、地区それぞれによっていろいろな集め方がありまして明確ではありませんが、自治会は積立金、繰越金や会費、それから一般からの寄附金などで賄っていると伺っております。

続いて、それらに対する補助率の引き上げを考えるべきではないかというようなことでございますけれども、今回の修繕につきましては、工事費総額が150万円を超えるというようなことで、地元負担を3分の1にしております。通常の修繕に対しては2分の1で対応させてもらっています。また、消防施設費や防災用品などの購入に対しては、総額に関係なく地元負担を3分の1にするなど、それぞれメニューによって対応を図らせてもらっております。

このようなことから、補助率については、自治会のあり方なども含めて今後とも検討していかねばならないと思っております。

続いて、⑤番の3-1-3老人福祉費の特養あかいしの郷の増床計画に伴う用地は今後どのように推移していくかというようなことでございますけれども、総務課のほうでは用地のほうを担当させてもらっています。その関係から今回補正予算計上を用地の造成工事費、それから用地購入費、用地内の立木補償費の計上を今後は予定しております。それに対して今回補正を上げさせてもらったことによって、委託をすることによって精査をさせていただく

予定でございますので、御了承ください。

なお、土地購入費については、現在のところまずは4,000平米から5,000平米の用地を取得する計画でございまして、単価については今回補正に計上をさせてもらった不動産鑑定による単価により取得していきたいと思っております。立木補償についても、今回の補正予算で上げさせてもらったとおり、委託によって調査を行い、予算を今後計上させてもらいたいと思っております。

以上、用地に関する内容について総務課から説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の情報政策費の説明を行います。

まず、情報政策費の通信運搬費129万7,000円の増額についての説明です。

まず、公共施設間を結ぶネットワーク経費を3カ月延長する経費、それと本庁と総合支所を結ぶサブ回線の経費を6カ月延長する費用になります。

公共施設間を結ぶネットワークの切り替え工事につきましては、小中学校の夏休み期間中に行うことが適当であると判断いたしまして、3カ月延長しようとするものです。また、サブ回線につきましては、メインとなる回線が切断した場合に、最大限の住民業務が継続できるように別の回線を用意するというものです。現在、検討を始めた庁舎間ネットワークが切断した場合の業務継続計画の中で、その必要性について結論を出すまでの間、当面の間、継続したいと考えております。

続きまして、情報政策費の庁内統合宛名システム構築委託料230万円の増額の説明を行います。

この事業は、平成28年1月から開始される共通番号制度に対応するため、団体内統合宛名システムの新規構築作業を委託するものです。大型システム改修プロジェクトの集中によりまして経費の増加、システムエンジニア等の人件費等と国による基本情報保有機能の仕様の追加などが見積もりが増額となったことから、システム整備に必要な額を計上するものであります。

また、その情報ですけれども、庁内統合宛名システムでは、住基情報、福祉、税務システムなどの既存業務システムで管理している情報を統一的に管理をいたします。このシステムの役割は、自治体内においてのみ個人を一意に特定できる番号を付番し、これを統合宛名番号といいます。この番号をキーとして、既存の業務システムと中間サーバーとを連携できるようにいたします。これによりまして、中間サーバーが保有する符号と既存業務システムが保有する個人番号とをひもつけすることができるようになります。

マイナンバーでは、制度、システムの両面から様々な安全策を講じます。システム面における保護措置につきましては、個人情報を一元的に管理をせずに分散管理を実施すること、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施すること、アクセス専用によりアクセ

スできる人の制限・管理を実施すること、通信の暗号化を実施することなどが挙げられます。

万一、流出した場合の対策ですが、個人番号の分散管理や符号を用いた情報連携により芋づる式の流出対策、本人情報を厳格に行うことによる成り済まし対策を実施することで、2次被害のリスクを低下できると思われま

す。また、最後の補償のことですけれども、現時点では個人番号に係る個人情報の漏えいに対する損害賠償につきましては、国からの通知等はありません。

それと、防災情報ステーションの運用業務委託料93万9,000円増額の説明を行います。

これは昨年度整備しました防災情報ステーション等の運用業務に要する費用になります。防災拠点であります役場庁舎を含む公共施設4カ所と緊急避難場所に指定した千頭駅前広場、また災害時における情報伝達手段としてインターネット接続環境を整備しました。災害時におきましてはフリーで接続できるようにしますが、平常時においては犯罪目的で使用されることがないように、最低限のセキュリティー対策としてパスワードの設定が必要であります。このパスワードの発行、管理、機器類の保守監視、パスワードの使用状況の確認を行うというものです。そのための経費となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員御質問5点目の関係です。

先ほど総務課より用地購入の関係の答弁がありましたので、私のほうでは建設費、それから国・県の補助の関係の答弁をさせていただきます。

現在の社会福祉法人恒仁会あかいしの郷の土地については、町有地を特別養護老人ホームが建設できるように町で土地造成、進入路などの整備を行い、平成12年度に町有財産無償貸付契約にて法人に貸し付けているものであります。

今回の増床についても、建設時と同様に町で用地を取得し、土地造成等の整備を行い、整備が完了したところで法人と町有財産無償貸付契約を締結する予定であります。

建設費についてですけれども、建設については4億円程度がかかるのではないかとこのように思っております。

なお、建設費の補助について、今回は町単独の補助制度は現在考えておりません。施設整備に関する補助制度としましては、県の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金があります。この制度を利用すると1床当たりの補助基準単価が382万2,000円となっております。30床の施設となりますと、最大で1億1,466万円の補助金が交付されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから通告の6番、7番、8番、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、6番目でありますけれども、繰り入れに関する御質問でございますが、3款1項5目、国民健康保険費、28節繰出金の国保会計への繰り出しの補正でございますけれども、補正額763万2,000円のうち、保険基盤安定事業に係る繰入金分として114万2,000円を増額させていただいております。これは国保会計の当初予算で、平成26年度実績等から算出した国民健康保険税軽減に対する繰入金1,119万2,000円と軽減世帯数等の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入金718万5,000円を合わせて、保険基盤安定繰入金として2,637万7,000円を予算計上し、今回の本算定に伴う保険税試算において算定した国民健康保険税の軽減分の繰入金額及び保険者支援分の繰入金額の差額分として、先ほど申し上げました繰入金の額と同額114万2,000円を増額させていただいております。

歳入で国の保険基盤安定負担金383万7,000円と県の同様の負担金7万1,000円の2,063万8,000円が入っており、全額繰り入れるべきではないかという御質問でございますけれども、国及び県の保険基盤安定負担金については、実際の保険基盤安定事業にかかわる一般会計から国保会計への繰入額に対する国及び県の負担金であるため、一般会計から国保会計への繰り入れについては、繰り入れ基準に基づき国民健康保険税を軽減することにより不足する財源について繰り入れを行っております。

国保会計としては、繰り入れるべき金額は、その全てを基準に沿って繰り入れをしている状況にはございます。ただ、当初予算において、国及び県の保険基盤安定負担金分を今年度予算計上しておらず、今回の算定結果に基づきまして補正予算として予算計上をさせていただきました。国の保険基盤安定繰入金は、軽減世帯数の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入額に対して2分の1の負担金分383万7,000円を、県の負担金につきましては、国保税の軽減に対する繰入額に対する4分の3として1,488万4,000円、軽減世帯数の割合などに応じて算定する保険者支援分の繰入額に対する4分の1の負担金分191万7,000円の県負担分1,680万1,000円を補正予算として計上させていただいたものでございます。

次に、7番目の上長尾診療所に関する予算の御質問でございますけれども、12節の役務費、広告料につきましては、上長尾診療所の医師募集をするに当たり全国紙、紙媒体、電子媒体等も含めまして、週刊、月刊誌等様々なものへの広告を掲載するといったことを予定して予算計上したものでございました。

今回、13節で上げさせていただいた委託料につきましては、全協でも御説明させていただきましたように、今回医師招聘に関しまして仲介をする事業者に委託をしまして医師招聘を図ったものであり、この業務が業務の性格上、医師招聘がかなった後、いわゆる成功報酬で支払うといったものであることも踏まえて今回の補正計上とさせていただきました。

役務費は、今回の医師招聘事業が成功したことに基づきまして、広告を継続的にする必要がなくなったということに判断しまして、不用額という形で予算を削減させていただいたものであります。

ただし、県の医師会の広告を2回実施しましたものですから、その分を差し引いた分を今

回削減させていただきまして、委託費については今回新たに必要が出たということで計上させていただきます。

8番目の改修等について新たに着任されるドクターの御意見をという形でありますけれども、随時協議調整を進めさせていただいて進めております。御心配いただいた点につきましても、お話を聞いて確認をさせていただいた後の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 9点目、林業振興費の関係でございます。

桑野山貯木場の購入につきましては、森林管理署と調整が終わっております。現在ですが、ただいま国の手続中ということで、それが終わり次第の議会の上程をさせていただく予定であります。

その次の60名ですが、60名は木の駅事業への出荷者登録の予定者であります。個人負担につきましては、ヘルメット等の作業用品を購入する予定ですので、個人使用となりますので、一部を購入者に負担をしていただくという予定です。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 鈴木議員の最後の10番目の質問でありますけれども、川根留学生の下宿についての御質問だと思います。

川根留学生の寄宿先につきましては、留学生の希望がまず最優先であると考えております。したがって、当然現在下宿をしている留学生で引き続きまして下宿を希望する場合、御指摘のとおり現在引き受けてくださっている下宿のお宅が子供たちを引き続いて受け入れてもよいということであれば、下宿を続けていただくことも可能であると考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁ありがとうございました。

③のところで、情報政策費の点ですけれども、通信の統合できる、最初に統合できる番号を付番をして統合するという答弁がありました。それから、そして統合できるし、その付番した番号を個人番号と合わせて利用するというか、目的に合った使用をするんだという説明だったと思うんですけれども、それからもう1点で、通信の暗号化を図るということで答弁があったんですけれども、この町が番号を、付番する番号とか、それから通信の暗号化とか、これはこの町独自でやることなんでしょうか。それとも国からそういうことをしなさいというふうに指示が来ているものか。そして、番号そのものは町が考えて町の責任で番号をつけていっていいものかどうか、その付番するものとか。個人番号とはまた別ですよ。そういうものを町がつくっていくのかどうか。各担当課ではこういう町民への番号をつくりますよとかそういうふうにしていくのか、ちょっと聞いていてそういうことなのかなというふうに

思いましたので、再質問をさせていただきます。

それから、⑤の点で特養の増床の件ですけれども、ちょっと聞き落としたので確認なんですけれども、町単独の補助は考えていないというふうに、単独の補助は考えていないということで、県の何分の1というんですか、4分の1超えますけれども、3分の1ぐらいなのかな、何かそういう補助率があると思うんですけれども、そういう補助でやっていくということなんでしょうか。それで昔は国が建設費の場合は半分、2分の1、本人が負担できる部分を除いた額の半分以上を国が補助する。そして、残りの半分以上を町と県が負担をするというふうな建物への特養の補助制度があったんですけれども、それはもう何か国がやらないよというふうに最近言い出したということも聞いていましたので、先ほど課長が県の補助しか言わなかったから、ああ、実際にそうなったのかなと思って聞いていたんですけれども、この点はどうでしょうか。この2点についてお答えをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 番号の付番等のことですが、まず今回の宛名統合システム等の制度の中で、制度上の保護の措置とシステム上の安全措置ということで規定をされております。その中には、個人情報是一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有をすること。個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで、個人情報の芋づる式の漏えい防止を行うこと。アクセス制御により番号法が規定しない情報連携を防止すること。個人情報及び通信の暗号化を実施すること。公的個人認証の活用、また情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保を図ることとなっております。

そのような中で、町のほうで中間サーバー、国のほうでも中間サーバーをつなげるために、町と上の団体、上位との中での取り決めの中で行っていくものと考えております。

具体的にどのように行うかということは、すみません、今手元に資料がないので、そこまでは詳しくはお答えはできません。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、特養の関係の補助金の関係を答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、今回の特養の増床について町単独の補助制度は現在考えておりません。

議員おっしゃいましたように、平成12、13年度、このあかいしの郷の建設当時ですけれども、建設時約10億円ちょっとのお金がかかっておりますけれども、その中で補助制度が国・県がありまして、国が約3億2,000万、それから県が1億6,000万、それからその当時は時限立法で関係します榛北4町で2億5,000万ほどの建設補助金を出してございます。

今回は、先ほども答弁しましたように、町単独の補助制度は考えておりません。現在残っている県の補助制度が、先ほど申し上げたユニット型の増床に対してワンユニット382万2,000円で30床を掛けると1億1,466万円が最高で県の補助制度に乗ることができるということでございます。



これについても法人のほうでこの補助制度を利用するかどうかは、また法人の考えということでもあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目の統合宛名システムの件で、うちの町は情報をほとんどSBSへいろいろな資料とかデータとか送って、つくってもらったりしている部分が多いんじゃないかと思うんですよね。そういうときにSBSに委託していることについては、結局、今先ほど課長が言われた中間サーバーとつなげるための暗号化したもの、あるいは町が独自に付与した番号、付番というんですか、何かそういう、どういうふうにするのかわかりませんが、そういうものも知らせるようになるということなんではないでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 最初の御質問のときにもちょっとお答えしたんですけれども、それぞれの個人の業務上のシステムは分離しているものです。住基のもの、税務のもの、福祉のもの、それぞれはつながってはおりません。それぞれ別々にあるものを一つに統合するということですので、実際税の情報に個人番号を今度付与した番号を付与するかというのは、それはまた別の話になるかと思しますので、SBSに全ての情報が行くような形はちょっと想定はできません。あくまでもサーバー自体は、それぞれの業務自体はそれぞれまた別々のものが保有されているということで、一つのサーバーに全ての情報をまとめるというシステムにはなっておりませんので、そういうことで誰と特定がつかない。全ての情報に一つの番号がつながって行って、外に漏れていってしまうというようなことがないようなセキュリティ、またシステムの構築をしているということでもあります。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第39号 平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第40号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第41号 平成27年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



## ◎日程第12 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長(中田隆幸君) 日程第12、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を議題とします。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により町議会議員から4名を選出することになっておりますが、候補者が5名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により全ての町議会の選挙における得票総数により当選者が決定されることとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、御承知おきください。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(中田隆幸君) ただいまの出席議員数は12名です。

お静かに願います。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に2番、坂本政司君及び3番、野口直次君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長(中田隆幸君) お静かに願います。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

(投票用紙配付)

○議長(中田隆幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中田隆幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中田隆幸君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（中田隆幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。2番、坂本政司君及び3番、野口直次君、開票の立会をお願いします。

（開票）

○議長（中田隆幸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票。

有効投票のうち、中田隆幸君11票、大庭桃子君1票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）



## ◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月26日午前9時、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時16分